

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	673
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	674
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 (〃)	675
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 (〃)	676

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (地域福祉推進課)	676
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の変更 (〃)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	677
○重要開発調整池の設置の完了 (京都土木事務所)	〃

公 告

○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局)	〃
○河川整備計画の策定のための中間案の縦 覧 (河川課)	678
○府営住宅五か庄団地ほか20団地の指定管 理者の募集 (住宅政策課)	〃

公 営 企 業

○落札者の決定	680
○随意契約の相手方の決定	683

選挙管理委員会

○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	684
-----------------------	-----

正 誤

○令和 7 年 6 月 13 日付け京都府公報第621号中	〃
-------------------------------	---

告 示

京都府告示第467号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
田中診療所	宇治市宇治妙楽44	田中 秀明	令 7. 8. 1
よりみち薬局	城陽市平川車塚1の2	オンワード トラスト合 同会社	〃
医療法人クリ スタルデント メソロジー加 藤歯科診療所	長岡京市友岡3丁目11の 15	医療法人クリ スタルデ ントメソロ ジー	〃
訪問看護ステ ーションまほ ろば	京田辺市大住ヶ丘5丁目 7の3	株式会社ま ほろば	〃

京都府告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人桜 風会さくら のき米山 ファミリー クリニック	向日市鶏冠井町山畑39の 1	新 医療法人 桜風会	令 7. 7. 28
旧 医療法人よ こばやし医 院		旧 医療法人 よこばやし 医院	

京都府告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
医療法人岩坪 医院	福知山市前田新町182	医療法人岩 坪医院	令 7. 6. 30
加藤歯科診療 所	長岡京市友岡 3 丁目11の 15	加藤 一行	7. 7. 31
医療法人社団 南医院	相楽郡和東町大字中小字 平田27の 1	医療法人社 団南医院	〃

京都府告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称	所 在 地	変 更 年月日
らふL a u g h株式会 社	居宅介護支援	らふケアプランセンター	新 長岡京市井ノ内南内畑37	令 7. 7. 1
			旧 〃 長法寺川原谷29の 5 クレアトル21 102	

京都府告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
伊藤 凌	北大路東洋鍼 灸整骨院	京都市北区小山北上総町 26 米田ビル 1 F	令 7. 4. 1
高橋 直紀	さくら鍼灸整 骨院	福知山市字宮129	7. 7. 1
高橋 麻里 子	〃	〃	〃

石井 豊子	日本国術館石井治療院	宇治市琵琶台 3 の 15 の 7	7. 8. 8
玉津 忠明	玉津マッサージ治療院	〃 五ヶ庄福角 74 の 1	〃

京都府告示第 472 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地		変更年月日
山本 真紀子	山本訪問マッサージ	新	長岡京市神足神田 8 の 6	令 7. 7. 1
		旧	〃 馬場見場走り 4 の 23	
山本 涼	〃	新	〃 神足神田 8 の 6	〃
		旧	〃 馬場見場走り 4 の 23	

京都府告示第 473 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
田中診療所	宇治市宇治妙楽 44	田中 秀明	令 7. 8. 1
よりみち薬局	城陽市平川車塚 1 の 2	オンワードトラスト合同会社	〃
医療法人クリスタルデントメソロジー加藤歯科診療所	長岡京市友岡 3 丁目 11 の 15	医療法人クリスタルデントメソロジー	〃
訪問看護ステーションまほろば	京田辺市大住ヶ丘 5 丁目 7 の 3	株式会社まほろば	〃

京都府告示第 474 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 医療法人桜風会さくらのき米山ファミリークリニック	向日市鶏冠井町山畑 39 の 1	新 医療法人桜風会	令 7. 7. 28
旧 医療法人よこばやし医院		旧 医療法人よこばやし医院	

京都府告示第 475 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
医療法人岩坪医院	福知山市前田新町 182	医療法人岩坪医院	令 7. 6. 30
加藤歯科診療所	長岡京市友岡 3 丁目 11 の 15	加藤 一行	7. 7. 31
医療法人社団南医院	相楽郡和束町大字中小字平田 27 の 1	医療法人社団南医院	〃

京都府告示第476号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称	所 在 地	変 更 年月日
らふL a u g h株式会社	居宅介護支援	らふケアプランセンター	新 長岡京市井ノ内南内畑37	令 7. 7. 1
			旧 " 長法寺川原谷29の 5 クレアトール21 102	

京都府告示第477号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
伊藤 凌	北大路東洋鍼灸整骨院	京都市北区小山北上総町26 米田ビル 1 F	令 7. 4. 1
高橋 直紀	さくら鍼灸整骨院	福知山市字宮129	7. 7. 1
高橋 麻里子	"	"	"
石井 豊子	日本国術館石井治療院	宇治市琵琶台 3 の15の 7	7. 8. 8
玉津 忠明	玉津マッサージ治療院	" 五ヶ庄福角74の 1	"

例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	変 更 年月日
山本 真紀子	山本訪問マッサージ	新 長岡京市神足神田 8 の 6	令 7. 7. 1
		旧 " 馬場見場走り 4 の23	
山本 涼	"	新 " 神足神田 8 の 6	"
		旧 " 馬場見場走り 4 の23	

京都府告示第479号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後広域振興局長から通知があった。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都府告示第478号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその

- 京丹後市丹後町徳光ほか地内
- 2 測量の期間
令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 3 月 1 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（2 級基準点測量及び 3 級基準点測量）



京都府告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 9 月 30 日から令和 7 年 10 月 14 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 30 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 間人大宮線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の 幅 員	延 長	備 考
京丹後市丹後町成願寺小字川向10030の2（右）から	前	最小 8.8 m 最大 16.1	518.8 m	
京丹後市丹後町成願寺小字追皆28の6まで	後	最小 13.6 最大 47.4		
京丹後市丹後町成願寺小字追皆28の6から	前	最小 11.1 最大 21.7	225.8	現道の供用は従前のとおり
京丹後市丹後町成願寺小字追皆24の2を経て				
京丹後市丹後町徳光小字ヲツカ2803まで				
京丹後市丹後町成願寺小字追皆28の6から	後	最小 11.1 最大 21.7	225.8	
京丹後市丹後町成願寺小字追皆24の2を経て				
京丹後市丹後町徳光小字ヲツカ2803まで		最小 9.5 最大 17.5	217.1	
京丹後市丹後町成願寺小字追皆28の6から				
京丹後市丹後町成願寺小字追皆23の1を経て				
京丹後市丹後町徳光小字ヲツカ2803まで	前	最小 15.3 最大 31.7	59.2	
京丹後市丹後町徳光小字ヲツカ10785の2から				
京丹後市丹後町徳光小字ヲツカ10785の1まで		後		

京丹後市丹後町徳光小 字沖田2872から	前	最小 12. 1	254. 5
		最大 27. 4	
京丹後市丹後町徳光小 字沖田2895の1 まで	後	最小 12. 1	
		最大 28. 7	
京丹後市丹後町徳光小 字沖田2899の1 地先か ら	前	最小 9. 1	592. 9
		最大 29. 8	
	後	最小 10. 0	
		最大 38. 0	
京丹後市弥栄町国久小 字広長259の1 まで			

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第481号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第 1 項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第 2 項の技術的基準に適合すると認める。

令和 7 年 9 月 30 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地
京都市東山区今熊野池田町11番から19番まで、11番 1、20番 2、25番 1、42番から47番まで、45番 1、48番 1、49番 1、50番 1、50番 2、51番、52番 1、62番、63番 1、63番 2、64番、65番 1 及び70番
- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人真宗大谷学園
理事長 木越 渉
京都市下京区烏丸通七条上る常葉町 真宗大谷派宗務所内

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、船井郡瑞穂町土地改良区の定款の変更を令和 7 年 9 月 18 日認可した。

令和 7 年 9 月 30 日
京都府知事 西 脇 隆 俊



一級河川由良川水系由良川上流圏域河川整備計画を変更するため、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第4項の規定により、当該河川整備計画の中間案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該河川整備計画の中間案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、綾部市役所、南丹市役所及び京丹波町役場において、当該河川整備計画の中間案を閲覧することができる。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 河川整備計画を定める圏域名

一級河川由良川水系由良川上流圏域

2 縦覧場所

京都府建設交通部河川課、京都府南丹土木事務所及び京都府中丹東土木事務所

3 縦覧期間

令和 7 年 9 月 30 日から令和 7 年 10 月 21 日まで



一級河川由良川水系由良川下流圏域河川整備計画を変更するため、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第4項の規定により、当該河川整備計画の中間案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該河川整備計画の中間案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、綾部市役所、舞鶴市役所、福知山市役所、宮津市役所及び京丹波町役場において、当該河川整備計画の中間案を閲覧することができる。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 河川整備計画を定める圏域名

一級河川由良川水系由良川下流圏域

2 縦覧場所

京都府建設交通部河川課、京都府南丹土木事務所、京都府中丹東土木事務所、京都府中丹西土木事務所及び京都府丹後土木事務所

3 縦覧期間

令和 7 年 9 月 30 日から令和 7 年 10 月 21 日まで



府営住宅五か庄団地ほか20団地の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 府営住宅（京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第1号アに規定する公営住宅に該当する住宅に限る。）

ア 五か庄団地

(ア) 所在地

宇治市五ヶ庄福角

(イ) 規模等

開 設（管理開始年月をいう。以下同じ。）

昭和59年 7 月

棟 数 1 棟

戸 数 32戸

イ 野添団地

(ア) 所在地

宇治市五ヶ庄野添

(イ) 規模等

開 設 昭和61年 9 月

棟 数 2 棟

戸 数 24戸

ウ 砂田団地

(ア) 所在地

宇治市伊勢田町砂田

(イ) 規模等

開 設 平成13年 5 月

棟 数 4 棟

戸 数 50戸

エ 西大久保団地

(ア) 所在地

宇治市大久保町旦棕、大久保町平盛

(イ) 規模等

開 設 昭和50年 3 月

棟 数 33棟

戸 数 1,570戸

オ 三室戸団地

(ア) 所在地

宇治市菟道谷下り、菟道出口

(イ) 規模等

開 設 平成元年 3 月

棟 数 8 棟

戸 数 160戸

カ 槇島大川原団地

(ア) 所在地

宇治市槇島町大川原

(イ) 規模等

開 設 平成26年 4 月

棟 数 2 棟

戸 数 150戸

キ 城南団地

(ア) 所在地

城陽市寺田林ノ口、寺田深谷、寺田宮ノ谷

(イ) 規模等

開 設 昭和42年 5 月

棟 数 2 棟

戸 数 95戸

ク 水主団地

(ア) 所在地

城陽市水主北ノ口

(イ) 規模等

開 設 昭和57年 3 月

棟 数 6 棟

戸 数 245戸

ケ 八幡団地

(ア) 所在地

八幡市内里北ノ山

(イ) 規模等

開 設 昭和37年 3 月

棟 数 4 棟

戸 数 6 戸

コ 上津屋団地

(ア) 所在地

八幡市上津屋里垣内

(イ) 規模等

開 設 平成14年 5 月

棟 数 2 棟

戸 数 18戸

サ 岩田団地

(ア) 所在地

八幡市岩田茶屋ノ前

(イ) 規模等

開 設 昭和38年 4 月

棟 数 9 棟

戸 数 12戸

シ 八幡男山団地

(ア) 所在地

八幡市男山雄徳

(イ) 規模等

開 設 昭和50年 5 月

棟 数 3 棟

戸 数 93戸

ス 一休が丘団地

(ア) 所在地

京田辺市薪長尾谷

(イ) 規模等

開 設 平成12年 9 月

棟 数 1 棟

戸 数 24戸

セ 興戸団地

(ア) 所在地

京田辺市草内山科

(イ) 規模等

開 設 平成 8 年 3 月

棟 数 3 棟

戸 数 21戸

ソ 田辺団地

(ア) 所在地

京田辺市河原室垣外、河原神谷、河原東久保
田

(イ) 規模等

開 設 昭和44年 8 月

棟 数 26棟

戸 数 1, 130戸

タ 木津団地

(ア) 所在地

木津川市木津下川原、相楽川ノ尻

(イ) 規模等

開 設 平成 5 年 4 月

棟 数 3 棟

戸 数 39戸

チ 山の上団地

(ア) 所在地

木津川市山城町綺田南河原

(イ) 規模等

開 設 昭和36年 6 月

棟 数 7 棟

戸 数 8 戸

ツ 北代団地

(ア) 所在地

木津川市山城町椿井北代

(イ) 規模等

開 設 平成 8 年 4 月

棟 数 2 棟

戸 数 50戸

テ 御牧団地

(ア) 所在地

久世郡久御山町森村東

(イ) 規模等

開 設 昭和29年 8 月

棟 数 1 棟

戸 数 1 戸

ト 東佐山団地

(ア) 所在地

久世郡久御山町佐山糴池

(イ) 規模等

開 設 昭和52年 3 月

棟 数 2 棟

戸 数 115戸

ナ 下津屋団地

(ア) 所在地

久世郡久御山町下津屋川原

(イ) 規模等

開 設 昭和54年 8 月

棟 数 6 棟

戸 数 146戸

- (2) 準公営住宅
- ア 砂田団地
- (ア) 所在地
宇治市伊勢田町砂田
- (イ) 規模等
開 設 平成13年 4 月
棟 数 2 棟
戸 数 45戸
- イ 一休が丘団地
- (ア) 所在地
京田辺市薪長尾谷
- (イ) 規模等
開 設 平成12年12月
棟 数 1 棟
戸 数 6 戸
- (3) 特定公共賃貸府営住宅 砂田団地
- ア 所在地
宇治市伊勢田町砂田
- イ 規模等
開 設 平成13年 4 月
棟 数 2 棟
戸 数 5 戸
- (4) 特別賃貸府営住宅
- ア 西大久保団地
- (ア) 所在地
宇治市大久保町旦棕、大久保町平盛
- (イ) 規模等
開 設 昭和50年 3 月
棟 数 11棟
戸 数 500戸
- イ 東佐山団地
- (ア) 所在地
久世郡久御山町林宮ノ後
- (イ) 規模等
開 設 昭和52年 1 月
棟 数 2 棟
戸 数 100戸
- ウ 下津屋団地
- (ア) 所在地
久世郡久御山町下津屋川原
- (イ) 規模等
開 設 昭和54年 8 月
棟 数 4 棟
戸 数 100戸
- 2 指定期間（予定）
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
- (1) 1 に掲げる施設（以下「住宅」という。）の利用に関する業務
- (2) 住宅の維持、修繕、改良等に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- 4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

- (1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
- (2) 募集期間
令和 7 年 9 月 30 日（火）から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで
- (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

- (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府建設交通部住宅政策課において、令和 7 年 9 月 30 日（火）から配布する。
- (2) 問合せ先
京都府建設交通部住宅政策課管理・調整係
電話番号（075）414-5356

公 営 企 業

京都府公営企業告示第 7 号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 1）（予定数量 4,500 トン）
（処分 流 7 洛南第 13 号の A-3、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B-3）

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

(3) 落札決定日

令和 7 年 7 月 30 日

(4) 落札者の名称及び所在地

住友大阪セメント株式会社
東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号
西播通運株式会社
相生市汐見台 15 番地の 1
高窯運輸株式会社

須崎市押岡123番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地 (5) 落札金額 138,600,000円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 2） （予定数量3,000トン） （処分 流 7 洛南第13号の A - 4、収集運搬 流 7 洛南第12-01号の B - 4） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目 1 番 3 号 株式会社カンボ 京都市伏見区羽東師古川町233番地 (5) 落札金額 84,447,000円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 3） （予定数量500トン） （処分 流 7 洛南第13号の A - 5、収集運搬 流 7 洛南第12-01号の B - 5） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業 部環境リサイクル部 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号 日本通運株式会社京都支店 京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1 日本貨物鉄道株式会社関西支社 大阪市北区芝田二丁目 4 番24号 萩森物流株式会社	宇部市大字東須恵ろ一・3926の 5 (5) 落札金額 16,082,000円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 4） （予定数量190トン） （処分 流 7 洛南第13号の A - 6、収集運搬 流 7 洛南第12-01号の B - 6） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 近畿環境サービス株式会社 大阪市西淀川区歌島二丁目 1 番12号 株式会社カンボ 京都市伏見区羽東師古川町233番地 (5) 落札金額 5,551,040円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 5(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その 1） （予定数量900トン） （処分 流 7 洛南第13号の A - 9、収集運搬 流 7 洛南第12-01号の B - 9） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業 部環境リサイクル部 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号 日本通運株式会社京都支店 京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1 日本貨物鉄道株式会社関西支社 大阪市北区芝田二丁目 4 番24号 萩森物流株式会社 宇部市大字東須恵ろ一・3926の 5 (5) 落札金額
--	--

38,095,200円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 6(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その 2） （予定数量 700 トン） （処分 流 7 洛南第 13 号の A - 10、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B - 10） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 関西クリアセンター株式会社 堺市西区築港新町三丁目 27 番地 17 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町 91 番地 (5) 落札金額 30,030,000円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 7(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その 3） （予定数量 500 トン） （処分 流 7 洛南第 13 号の A - 11、収集運搬 流 7 洛南第 12-01 号の B - 11） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉 6341 番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町 91 番地 (5) 落札金額 20,900,000円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 8(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処	分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 1） （予定数量 1,000 トン） （処分 流 7 宮津第 13 号の A - 3、収集運搬 流 7 宮津第 12-01 号の B - 3） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉 2 号 6 番地 1 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町 91 番地 (5) 落札金額 34,100,000円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 9(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 2） （予定数量 700 トン） （処分 流 7 宮津第 13 号の A - 4、収集運搬 流 7 宮津第 12-01 号の B - 4） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 (3) 落札決定日 令和 7 年 7 月 30 日 (4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目 1 番 3 号 株式会社カンボ 京都市伏見区羽束師古川町 233 番地 (5) 落札金額 27,181,000円 (6) 契約の方法 一般競争入札 (7) 入札公告日 令和 7 年 6 月 13 日 10(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 1）（予定数量 2,400 トン） （処分 流 7 上流第 13 号の A - 3、収集運搬 流 7 上流第 12-01 号の B - 3） (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課
---	--

- 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
- (3) 落札決定日
令和 7 年 7 月 30 日
- (4) 落札者の名称及び所在地
株式会社クリンアース・ジャパン
伊賀市西高倉 6341 番地
安田産業株式会社
京都市伏見区南寝小屋町 91 番地
- (5) 落札金額
56,760,000 円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 7 年 6 月 13 日
- 11(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その 2)(予定数量 500 トン)
(処分 流 7 上流第 13 号の A-4、収集運搬 流 7 上流第 12-01 号の B-4)
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
- (3) 落札決定日
令和 7 年 7 月 30 日
- (4) 落札者の名称及び所在地
住友大阪セメント株式会社
東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号
西播通運株式会社
相生市汐見台 15 番地の 1
高窯運輸株式会社
須崎市押岡 123 番地
安田産業株式会社
京都市伏見区南寝小屋町 91 番地
- (5) 落札金額
13,200,000 円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 7 年 6 月 13 日
- 12(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その 3)(予定数量 500 トン)
(処分 流 7 上流第 13 号の A-5、収集運搬 流 7 上流第 12-01 号の B-5)
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
- (3) 落札決定日
令和 7 年 7 月 30 日

- (4) 落札者の名称及び所在地
太平洋セメント株式会社関西四国支店
大阪府中央区備後町四丁目 1 番 3 号
株式会社カンボ
京都市伏見区羽束師古川町 233 番地
- (5) 落札金額
15,345,000 円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 7 年 6 月 13 日
- 13(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その 4)(予定数量 500 トン)
(処分 流 7 上流第 13 号の A-6、収集運搬 流 7 上流第 12-01 号の B-6)
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
- (3) 落札決定日
令和 7 年 7 月 30 日
- (4) 落札者の名称及び所在地
敦賀セメント株式会社
敦賀市泉 2 号 6 番地 1
株式会社カンボ
京都市伏見区羽束師古川町 233 番地
- (5) 落札金額
16,582,500 円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 7 年 6 月 13 日

京都府公営企業告示第 8 号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 特定役務の名称及び数量
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託(下水汚泥(脱水))(予定数量 1,900 トン)
(流 7 洛南第 13 号の A-7)
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
- (3) 契約日

- 令和 7 年 7 月 29 日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
株式会社京都環境保全公社
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額
43,054,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号
- 2(1) 特定役務の名称及び数量
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（乾燥））（予定数量2,600トン）（流 7 洛南第13号の A-12）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
- (3) 契約日
令和 7 年 7 月 29 日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
株式会社京都環境保全公社
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額
81,796,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号
- 3(1) 特定役務の名称及び数量
木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））（予定数量 1,500トン）（流 7 上流第13号の A-7）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
- (3) 契約日
令和 7 年 7 月 29 日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
株式会社京都環境保全公社
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額
33,990,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

京都府選挙管理委員会規程第 4 号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 アーバンスタイルケア株式会社介護付有料老人ホームアーバンヴィラ四条大宮の項の次に次のように加える。

京都市菊浜特別養護老人ホーム	同 下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83の1 ひと・まち交流館京都 4・5 階
----------------	---

別表 3 S O M P O ケア株式会社介護付有料老人ホームそんぽの家太秦天神川の項の次に次のように加える。

R e H O P E 京都太秦	同 右京区太秦蜂岡町13
------------------	--------------

別表 3 社会福祉法人倣裏会ショートステイあゆみの項の次に次のように加える。

社会福祉法人利生会高齢者あんしんサポートハウスりしょ	同 河原林町河原尻中垣内39の 1
----------------------------	-------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

令和 7 年 6 月 13 日付け京都府公報第621号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
400	左	上から 2	、「第 1 次試験合格発表」を「合格発表（第 1 次試験の合格者にあつては、最終合格発表）」に改め	改め、「合格発表」の右に「（第 1 次試験の合格者にあつては、最終合格発表）」を加え